



今月新しく入りました。

※6月の新刊は、1日(月)から貸し出しを始めます。

一般の本

- ・暴虎の牙 (著=柚月 裕子)
刑事・大上章吾の前に現れた、愚連隊「呉寅会」を率いる沖虎彦。最凶の敵の暴走を止められるのか? 警察小説『孤狼の血』シリーズ完結!
- ・十字架のカルテ (著=知念 実希人)
- ・風間教場 (著=長岡 弘樹)

子どもの本

- ・ねえねえ あのね (作=しもかわら ゆみ)
あのね、あのね、だいすきよ。それをきいて、うれしくて、ねずみさんは…
すぎがつながっていき、やさしいおはなし。
- ・スキップスキップ (作=あまん きみこ)
- ・死んだかいぞく (作=下田 昌克)

中でもこの本が **オススメ** です。

クスノキの番人

著=東野 圭吾

不当な理由で職場を解雇され、その腹いせに罪を犯し逮捕されてしまった玲斗。釈放を条件に、とある依頼人の命令を聞くことに…

その木に祈れば、願いが叶うと言われているクスノキ。その番人を任された青年と、クスノキのもとへ祈念を訪れる人々の織りなす物語。



ひだまり

作=林 木林

乱暴者で自由奔放な猫のトラビスは、親切で優しいミケーレと出会い、幸せを知る。

ところが、ミケーレを失い、元のすさんだ生活に戻ってしまう。

すべてを失い最後に残ったのは――



なんとなく『死』というものが感じられるかもしれない。幼い子どもたちは『死』について理解できないだろう。然し作者は、身の回りの『死』について子ども自身も時々関わってくることもあるとい、その『死』を生きている中でとらえてもらいたいという。なんといつても絵がすごい。『死』をテーマにしても暗さは微塵も感じられない。逆に

ばあちゃんがいる

文=伊藤 比呂美



絵の持つ力強さを感じられれば子どもたちはのびのびと生きていける。

定年退職した警察官が、妻と共に四国八十八か所を巡りながら事件解決に関わっていく。巡礼中に発生した少女誘拐事件をきっかけに、過去の事件を悔恨と共に思い出す。冤罪ではないか? 正義とは? 主人公の心の動きやそれを取り巻く人物の動き等が描かれている。自分の良心に従って動くのか、組織の一

慈雨

著=柚月 裕子

員として生きるのか、どちらを選ぶのかという岐路に立たされた時、自分ならどうするか自問自答しながら読む本である。



広がる本だな

本は知識を深めるだけでなく、人と人とのつながりを広げてくれます。新たな本との出会いは新たな人との出会いの始まり。広がる本だなでは、新たな本との出会いの場として、毎月おすすめの本を2冊紹介いたします。今月の紹介者は由衛久子さんです。

子どもお話の会お休みのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策により、6月のお話の会はお休みします。



— ご存知ですか? —

国民年金保険料免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります。もしも収入の減少や失業等によって保険料を納めることが困難になった場合、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や障害、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」、「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、被保険者本人が申請することで保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料が全額または一部免除されます。なお、一部免除の場合は減額された保険料を期限内に納めなければ「未納」期間扱いになります。

②納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

◆制度の対象となる所得の基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

区分	計算式
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
3/4免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
1/4免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

◆申請方法

令和2年度の免除・納付猶予の申請は、7月から受付を開始し、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査が行われます。

年金手帳、印かんをお持ちのうえ、役場保険健康課国保年金係または直方年金事務所（☎22局0891番）など最寄りの年金事務所で申請してください。

※失業特例により、前年度までに失業した人の所得額を失業後の期間は0として審査することができます。特例に該当する場合は、「離職票」または「雇用保険受給資格者証」などの写しが必要です。

免除期間の保険料は、後から納めることができます

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができ、納めると年金額は減少しません（老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません）。

※免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。